

静岡市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

静岡市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例を次のように定める。

平成27年11月24日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 この条例の規定の適用に当たっては、静岡市みどり条例（平成27年静岡市条例第14号）に定めるみどりの保全や緑化の推進についての基本理念及び静岡市景観条例（平成20年静岡市条例第18号）に定める良好な景観の形成に関する基本理念にのっとり、良好な景観の形成その他の生活環境の向上のための取組が、都市の環境づくりと整合して適切に行われるよう配慮されなければならない。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第4条 法第4条の2第2項の規定により準則を定める区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、当該区域における緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）	100分の10以上	100分の15以上

第8条第1項第1号に規定する準工業地域（以下「準工区域」という。）		
都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域（以下「工業・工専区域」という。）	100分の5以上	100分の10以上
準工区域及び工業・工専区域以外の区域	100分の20以上	100分の25以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第5条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号。以下「省令」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号に掲げる施設と重複する土地及び省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に前条の表に定める区分に従い当該区域における緑地面積率の下限値を乗じて得た面積のそれぞれ100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第6条 特定工場の敷地が2以上の区域にわたる場合における第4条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

- (1) 特定工場の敷地に係る準工区域の部分の割合が2分の1を超える場合 第4条の表準工区域の項
- (2) 特定工場の敷地に係る工業・工専区域の部分の割合が2分の1を超える場合 第4条の表工業・工専区域の項
- (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 第4条の表準工区域及び工業・工専区域以外の区域の項

(他の地方公共団体の長との協議)

第7条 市長は、特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和49年6月28日以前に設置され、又は設置のための工事が行われている特定工場（以下

「既存工場等」という。)において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)を生ずるときは、当該変更に伴い配置すべき緑地及び環境施設の面積の算定は、第4条の規定にかかわらず、附則別表に規定する式によって行うものとする。

附則別表(附則第2項関係)

- 1 既存工場等が、工場立地に関する準則(平成10年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)別表第1に掲げる1の業種に属する場合

既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
準工区域	$G \geq (P/\gamma)(0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
工業・工専区域	$G \geq (P/\gamma)(0.05 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.05 - (G_0/S)) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.1 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
準工区域及び 工業・工専区域以外の区域	$G \geq (P/\gamma)(0.2 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.2 - (G_0/S)) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2S - G_1$ とし、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.25 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.25 - (E_0/S)) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考

この表の算式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変

更以外の生産施設の面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地の面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

2 既存工場等が、法準則別表第1に掲げる2以上の業種に属する場合

既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
準工区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0/S))$ <p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0 のときは G \geq 0.1S - G_1 とし、 0.1S - G_1 \leq 0 のときは G \geq 0 とする。$	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0/S))$ <p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0 のときは E \geq 0.15S - E_1 とし、 0.15S - E_1 \leq 0 のときは E \geq 0 とする。$
工業・工専区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (G_0/S))$ <p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (G_0/S)) > 0.05S - G_1 > 0 のときは G \geq 0.05S - G_1 とし、 0.05S - G_1 \leq 0 のときは G \geq 0 とする。$	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (E_0/S))$ <p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0 のときは E \geq 0.1S - E_1 とし、 0.1S - E_1 \leq 0 のときは E \geq 0 とする。$
準工区域及び工業・工専区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.2 - (G_0/S))$	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.25 - (E_0/S))$

域以外の区域	<p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.2 - (G_0/S)) > 0.2S - G_1 > 0 \text{ のときは } G \geq 0.2S - G_1 \text{ とし、 } 0.2S - G_1 \leq 0 \text{ のときは } G \geq 0 \text{ とする。}$	<p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.25 - (E_0/S)) > 0.25S - E_1 > 0 \text{ のときは } E \geq 0.25S - E_1 \text{ とし、 } 0.25S - E_1 \leq 0 \text{ のときは } E \geq 0 \text{ とする。}$
--------	---	---

備考

この表の算式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積

γ_j j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地の面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計